

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
知多郡美浜町	美浜東部(時志)	令和2年12月23日	

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	水田: 14.39 ha 畑: 15.46 ha	29.85 ha
②アンケート調査時に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計		17.84 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計		14.64 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計		4.82 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計		- ha
④地区内において今後中心経営体を引き受ける意向のある耕作面積の合計		ha
(備考)		
貸借地: 水田: 2.57 ha 畑: 1.76 ha	計: 4.33 ha	設定率(%): 14.5%
作業委託地: 水田: 4.74 ha 畑: 5.19 ha	計: 9.93 ha	設定率(%): 33.3%
合計: 水田: 7.31 ha 畑: 6.95 ha	計: 14.26 ha	設定率(%): 47.8%

2 対象地区の課題

- ・ 受託農家として、2戸が主体で実施している。他の耕作者もいるが、担い手が十分とはいえない。耕作者で体調がすぐれない方も出てきている。他の集落からの耕作者にて実施している状況にある。
- ・ 現在の担い手も高齢化が進み、地区内の中心的な担い手確保が課題である。
- ・ 担い手への集約化も必要と考えられる。農地の段差が大きいので大区画ほ場の確保が出来ない。
- ・ 耕地(田・畑)についての草刈について所有者の協力が必要
- ・ 用排水路の維持管理については、環境保全会で実施している。特に、問題はない。但し、農道へ樹木が張り出し、通行に支障がきたす場所もある。管理体制の強化が必要。
- ・ 土地改良施設の更新は現状必要ないとする。但し、パイプラインの制水弁の補修が必要などところがある。
- ・ この状況が続けば、耕作放棄地が増加するのではないかと想定される。

3 対象地区における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・ 担い手の育成、確保が必要である。また、農業後継者も検討が必要である。
- ・ 耕地(田・畑)の草刈について、周知徹底を区総会で所有者へ依頼している。実施できない場所については、ボタ焼き時に区民がカバーしていく。
- ・ 農道への樹木伐採は、計画的な実施をし、営農活動等に支障がないようにしていくことが必要である。
- ・ 耕作放棄地の解消に向けた対策を計画的に実施する必要がある。
- ・ 土地改良施設の長寿命化をしていくための補修活動は継続的に実施。(多面的交付金内で実施)営農活動に支障が出ないよう日常管理を行っていく。